

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目15番11号  
高 島 株 式 会 社  
代表取締役社長 高 島 幸 一

## 第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成24年6月28日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都中央区銀座一丁目15番11号<br>当社本店5階会議室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第124期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第124期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役2名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査役2名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠監査役2名選任の件   |
| 第5号議案           | 役員報酬制度改定の件  |

以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tak.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  3. 節電対策として、会場内の冷房の設定温度を高めに変更いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、第1四半期の東日本大震災の影響によるサプライチェーンへの打撃が順調に復旧し、経済全体に少し明るさが見えてきたところに、欧州金融危機の深刻化と更なる円高に加え、タイの洪水被害が発生し、景気回復にブレーキをかける状態となりました。しかしながら、第4四半期以降、景気回復の兆しが見られ、また、震災復旧などに伴い、当社グループとの関連が最も深い建設関連市場や繊維関連市場などは回復基調にあります。

このような環境の下、当社グループの太陽エネルギー関連分野は再生可能エネルギーに対する関心の高まりなどにより需要が増加いたしました。その他の建材分野は第1四半期の落ち込みがありましたが、累計では建材事業全体で売上が増加いたしました。産業資材事業では、産業用繊維資材などの復旧関連の需要増加と、震災後に特に高まった省エネ照明や電子部品の需要拡大により、売上が増加いたしました。その結果、当社グループ全体として売上が増加いたしました。

このような結果、当社グループの当期における売上高は796億94百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は12億98百万円（前年同期比96.0%増）、経常利益は14億02百万円（前年同期比112.8%増）、当期純利益は7億50百万円（前年同期比92.4%増）となりました。

セグメント別の売上高の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期別	第124期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第123期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	伸び率 (%)
セグメント別			
建 材	51,420	49,762	3.3
産 業 資 材	28,048	25,476	10.1
賃 貸 不 動 産	225	236	△4.7
合 計	79,694	75,474	5.6

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

#### 建材（売上高伸び率 3.3%）

建材事業売上の3割以上を占める太陽エネルギー関連分野では、再生可能エネルギーに対する関心の高まりから需要が拡大し、売上は増加いたしました。一方、断熱材関連分野・土木関連分野においては第1四半期の震災後のサプライチェーン混乱の影響が累計でも影響し、売上が減少いたしました。建材事業全体の売上は増加となり、仕入原価低減ならびに経費削減に努めた結果、セグメント営業利益は大きく増加いたしました。

#### 産業資材（売上高伸び率 10.1%）

東日本大震災後のテント・シートなどの復旧需要関連分野、省エネ照明などの環境性重視関連分野と繊維資材関連分野の売上が増加いたしました。また電子部品関連分野も海外での需要増加により売上が増加いたしました。一方、自動車やデジタル家電向けの樹脂製品関連分野は震災ならびにタイ洪水による生産減少などにより、また車輛部材関連分野は新幹線等の鉄道車輛生産の端境期も重なり、売上が減少いたしました。全体では売上は増加し、結果としてセグメント利益も増加いたしました。

#### 賃貸不動産（売上高伸び率 △4.7%）

中京地区における賃貸不動産需要の低迷により売上は減少いたしました。前期に計上した販売用不動産の評価損が当期は発生しなかったため売上原価が改善し、セグメント利益は増加いたしました。

### 2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

#### (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

設備の内容	投資額（百万円）	完了年月	目的
基幹システム	198	平成24年2月	販売情報管理等

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充  
特記すべき事項はございません。

(3) 重要な設備の除却等  
特記すべき事項はございません。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、世界経済の先行きに不安定さはありますが、全般的には好転が期待できる状況にあります。太陽エネルギー分野では、産業用固定価格買取制度の7月開始などにより市場拡大が加速化されると思われませんが、それとともに競争の熾烈化が予想されます。

このような経営環境の下、当社グループは、さらなる持続的成長の基盤を構築するために環境関連事業に重点的に資源を配分していくとともに、新規機能の開発を推進し、競争力を強化していくことが課題であると考えております。また建材事業・産業資材事業での専門市場においても、中核事業の強化による復興需要への対応と新たな領域の開拓が課題であると考えております。

資源配分の適正化を推進するために、システム化による業務効率改善を行い、あわせてコスト削減を進めてまいります。さらに不良債権リスクを最小限に抑制するために与信管理体制を強化し、リスク管理を行ってまいります。

加えて当社企業理念をグループ社員全体に、より深く浸透させていくことで、より良い企業市民として社会に貢献していくことにも注力してまいります。また、経営システムを進化させていくために、コンプライアンス教育をより強化し、財務報告にかかわる内部統制についても、より一層強化してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第121期 (平成20年度)	第122期 (平成21年度)	第123期 (平成22年度)	第124期 (平成23年度) (当連結会計年度)
売上	高	77,062	68,975	75,474	79,694
営業損益	△	29	472	662	1,298
経常損益	△	178	468	659	1,402
当期純損益	△	110	273	390	750
1株当たり 当期純損益(単位：円)	△	2.44	6.03	8.62	16.59
総資産		31,046	30,868	32,391	35,794
純資産		7,104	7,700	7,810	8,620

(注) 1. 金額は、1株当たり当期純損益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

#### 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドテクノ株式会社	百万円 70	100%	繊維製品の加工・販売
TAKグリーンサービス株式会社	60	100	住宅用省エネルギー機器の販売
iTak (International) Limited	千香港ドル 25,000	100	電子部品、電子機器の販売

(注) 前連結会計年度まで重要な子会社であったTAKASHIMA (U.S.A.), INC. につきましては、内部統制上の重要な子会社との整合性をはかるため、除外いたしました。

## 7. 主要な事業内容

セグメント別	主要製品またはサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、樹脂加工製品、環境配慮素材、新幹線・在来線などの車輛用部材、自動車関連部材、合成繊維、繊維製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、その他工業資材
賃 貸 不 動 産	賃貸不動産

## 8. 主要な営業所

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 中 央 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
ハイランドテクノ株式会社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 那 須 塩 原 市
	東 京 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
TAKグリーンサービス株式会社	本 社	東 京 都 中 央 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
	中 国 支 店	広 島 市 西 区
	九 州 支 店	福 岡 市 中 央 区
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
	シンガポール支店	シンガポール共和国
	中国深圳代表事務所	中 華 人 民 共 和 国 深 圳
	マレーシア・ペナン事務所	マ レ ー シ ア ペ ナ ン
	日本支社東京オフィス	東 京 都 新 宿 区
	日本支社大阪オフィス	兵 庫 県 尼 崎 市

## 9. 従業員の状況

事業名	従業員数	前期末比増減
	名	名
建築資材	146( 64)	3
産業資材	177( 35)	△2
賃貸不動産	1( 4)	-
全社(共通)	89( 15)	23
合計	413(118)	24

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 10. 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,405
株式会社三井住友銀行	930

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、持分法適用関連会社でありましたTAKASHIMA PRO ECO (SINGAPORE) PTE. LTD. は清算結了いたしております。

なお、iTak International (Shenzhen) Limitedは当連結会計年度においてiTak Technology (Shenzhen) Limitedから商号を変更いたしました。

以上の結果、連結子会社は11社、持分法適用関連会社は3社で当連結会計年度の売上高は796億94百万円(前年同期比5.6%増)、当期純利益は7億50百万円(前年同期比92.4%増)であります。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,249,056株（自己株式396,677株を除く）
3. 株主数 6,559名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	3,940	8.70
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,138	4.72
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,061	4.55
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,818	4.01
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,762	3.89
株 式 会 社 ク ラ レ	1,006	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	843	1.86
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	815	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	517	1.14
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	500	1.10

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
3. 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等  
該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長	
田中 邦忠	常務取締役 産業資材事業本部長 兼 車輛部材統括部長	
高垣 康孝	常務取締役 建材事業本部長	
大畑 恭宏	常務取締役 経営管理本部長 兼 経営企画統括部長	
中川 伸次	取締役 大阪支店長 兼 建材事業本大阪統括部長	
森 哲治	常勤監査役	
久保田 民雄	常勤監査役	日本写真印刷株式会社 社外取締役
三浦 昭彦	監査役	税理士（アーク共立税理士法人） 公認会計士（アーク監査法人） 株式会社宝島社 社外監査役
永沢 徹	監査役	弁護士（永沢総合法律事務所） グリー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役久保田民雄氏、監査役三浦昭彦氏および監査役永沢徹氏は社外監査役であります。
2. 監査役三浦昭彦氏は、税理士および公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中の役員の変動は、次のとおりであります。
- ①平成23年6月29日開催の第123回定時株主総会において、常務取締役飛石昌之氏は任期満了により退任いたしました。
- ②平成23年6月29日開催の第123回定時株主総会において、監査役橋本雅富氏は任期満了により退任いたしました。
- ③平成23年6月29日開催の第123回定時株主総会において、森哲治氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

##### 2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	6名	78百万円
監査役	5名	31百万円
(うち社外監査役)	3名	19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額1億80百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成23年6月29日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 2百万円



### 3. 社外役員に関する事項

	社外監査役		
	久保田 民雄	三浦 昭彦	永沢 徹
(1) 重要な兼職先と当社との関係	(別記1)	(別記2)	(別記3)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記4)	(別記4)	(別記4)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記5)	(別記5)	(別記5)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—

(別記1) 久保田監査役は、日本写真印刷株式会社の子会社である久保田印刷株式会社の社外取締役であり、当社との間には取引その他特別な関係はありません。

(別記2) 三浦監査役は、アーク共立税理士法人の代表社員、アーク監査法人の代表社員および株式会社宝島社の社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係はありません。

(別記3) 永沢監査役は、永沢総合法律事務所の代表弁護士であり、当社との間で法律顧問契約を締結しております。また、グリー株式会社の社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係はありません。

(別記4) 当事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況ならびに発言状況

久保田監査役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち15回出席（出席率100%）、監査役会には14回のうち14回出席（出席率100%）しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

三浦監査役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち14回出席（出席率93%）、監査役会には14回のうち13回出席（出席率93%）しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

永沢監査役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち15回出席（出席率100%）、監査役会には14回のうち14回出席（出席率100%）しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記5) 当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

35百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

#### (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

なお、重要な子会社のうちiTak (International) Limitedの計算関係書類の監査は、畢馬威会計師事務所が行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
  - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社およびグループ会社に周知徹底を図る。
  - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構および取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
  - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
  - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役および各監査役が閲覧できるよう整備・保存する。
- (3) 損失の危機管理に関する規定の整備と体制
  - i. 経営管理本部長は経営管理本部の担当役員、管理職者の中より選任した「リスク管理委員会」を編成して定期的にリスクの見直し・検討を行い総合的なリスク管理を推進する。
  - ii. 経営企画担当役員が当社およびグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任をもって対処する。
  - iii. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
  - iv. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティー対策を講じて対応する。
  - v. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書により手続を行った上で責任をもって対処する。
  - vi. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生 of 未然防止に当る。
  - vii. 問題が発生した場合は、その全容と真の原因を早期に究明し「トラブル対応基準」に従い適正に問題解決に当ると共に、リスク変化が生じた時は適宜に対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
  - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社およびグループ会社の基本方針ならびに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社およびグループ会社に従事するすべての者が法令および定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
  - ii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適切な事実があった場合または社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り業務の適正を確保する。
  - ii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
  - iii. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
  - iv. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的または、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
  - v. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会および監査役に報告する。
- (7) 監査役の職務遂行補佐員及び独立性に関する体制
- 監査役の職務の補助が必要な時は、監査役会の求めに応じて使用人を配置するとともに独立性を確保するためにその任命、異動、懲戒、評価については監査役会の同意の上行う。
- (8) 取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査役会に報告する。
  - ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項および社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が適時に監査役へ報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- i. 特定取締役および内部監査は監査役との連携を密にとり、効率的な監査役監査が行われるよう体制を整備する。
- ii. 代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合を持ち監査役が必要な情報を得られるよう配慮する。
- iii. 社外監査役に必要な情報提供と独立性を配慮する。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	27,838	<b>流動負債</b>	23,317
現金及び預金	3,120	支払手形及び買掛金	19,365
受取手形及び売掛金	20,965	短期借入金	498
商 品	2,022	1年内償還予定の社債	100
未成工事支出金	495	1年内返済予定の長期借入金	1,700
前 渡 金	11	未 払 費 用	555
前 払 費 用	53	未 払 法 人 税 等	389
繰延税金資産	207	未 払 消 費 税 等	134
未 収 入 金	886	賞 与 引 当 金	362
そ の 他	161	そ の 他	210
貸倒引当金	△85		
<b>固定資産</b>	7,955	<b>固定負債</b>	3,856
<b>有形固定資産</b>	3,537	社 債	250
建物及び構築物	1,242	長期借入金	1,255
機械装置及び運搬具	36	退職給付引当金	514
工具、器具及び備品	65	繰延税金負債	0
土地	2,167	再評価に係る繰延税金負債	478
リース資産	25	そ の 他	1,358
<b>無形固定資産</b>	186	<b>負債合計</b>	27,173
<b>投資その他の資産</b>	4,232	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	2,699	<b>株 主 資 本</b>	7,722
長期貸付金	28	資 本 金	3,801
繰延税金資産	124	資 本 剰 余 金	1,825
そ の 他	1,418	利 益 剰 余 金	2,170
貸倒引当金	△39	自 己 株 式	△74
		その他の包括利益累計額	897
		その他有価証券評価差額金	246
		土地再評価差額金	806
		為替換算調整勘定	△155
		少数株主持分	-
<b>資産合計</b>	35,794	<b>純 資 産 合 計</b>	8,620
		<b>負債・純資産合計</b>	35,794

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	79,694
売 上 原 価	72,354
売 上 総 利 益	7,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,041
営 業 利 益	1,298
営 業 外 収 益	247
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	71
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	58
償 却 債 権 取 立 益	7
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10
為 替 差 益	0
雑 収 入	52
営 業 外 費 用	143
支 払 利 息	96
手 形 売 却 損	29
雑 支 出	17
経 常 利 益	1,402
特 別 損 失	128
減 損 損 失	71
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48
関 係 会 社 清 算 損	8
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	499
法 人 税 等 調 整 額	23
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	750
当 期 純 利 益	750

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	3,801	1,825	1,465	△71	7,021
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△90		△90
当 期 純 利 益			750		750
土地再評価差額金の取崩			44		44
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	704	△2	701
平成24年3月31日残高	3,801	1,825	2,170	△74	7,722

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成23年4月1日残高	160	783	△154	788	－	7,810
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△90
当 期 純 利 益						750
土地再評価差額金の取崩		△44		△44		
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	86	67	△0	152		152
当期変動額合計	86	22	△0	108	－	810
平成24年3月31日残高	246	806	△155	897	－	8,620



# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 11社  
(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、TAKグリーンサービス株式会社、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

なお、iTak International (Shenzhen) Limitedは当連結会計年度においてiTak Technology (Shenzhen) Limitedから商号を変更いたしました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3社  
(北三高和株式会社、株式会社スズキ太陽技術、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。なお、平成23年4月において、TAKASHIMA PRO ECO (SINGAPORE) PTE. LTD.は清算終了いたしております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak International (Shanghai) Limited及びiTak International (Thailand) Ltd.、並びにiTak International (Shenzhen) Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

##### ②デリバティブ

時価法によっております。

##### ③たな卸資産

主として、商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成（リース資産を除く）10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無形固定資産

主として、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人（リース資産を除く）税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事 工事完成基準

(5) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針  
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 追加情報

「会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等」の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産及びその対応債務

#### (1) 借入金に対する担保差入資産

建物及び構築物	256百万円
土地	82百万円
計	339百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	500百万円
----------------------	--------

#### (2) 営業取引に対する担保差入資産

建物及び構築物（極度額 400 百万円）	110百万円
投資有価証券	756百万円
計	867百万円

#### (3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

### 2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	901百万円
支払手形	107百万円

### 3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,635百万円
----------------	----------

### 4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 45,645,733株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	90	利益剰余金	2.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成24年6月28日開催の定時株主総会において、以下のとおり議案として提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	135	利益剰余金	3.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日

### Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の与信管理規定に準じて、同様の管理を行っております。  
投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。  
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。  
デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。  
デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。  
また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（22頁（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,120	3,120	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,965	20,965	—
(3) 投資有価証券	2,335	2,335	—
資産計	26,422	26,422	—
(1) 支払手形及び買掛金	19,365	19,365	—
(2) 短期借入金	498	498	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,700	1,700	—
(4) 長期借入金	1,255	1,266	11
負債計	22,819	22,831	11
デリバティブ取引（※）	29	29	—

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物が替相場によっております）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	13	—	0	0
	買建				
	米ドル	552	—	28	28
	ユーロ	19	—	1	1
合 計		585	—	29	29

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	天候デリバティブ取引 売建				
	ブット	1,160 (—)	788 (—)	△68	△68
	買建				
	コール	1,160 (39)	788 (—)	68	28
合 計		2,320 (39)	1,577 (—)	0	△39

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対 象	契約額等		時 価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,755	1,115	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	364

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,120	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,965	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期がある債券 (国債)	—	14	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	498	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	1,700					
長期借入金	—	1,000	180	75	—	—

## V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅（土地を含む）を所有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は93百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は45百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,620	△73	1,546	1,542

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は資本的支出に伴う資産の取得（22百万円）であり、主な減少額は減価償却の実施（50百万円）及び減損損失の計上（45百万円）によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	190円51銭
1株当たり当期純利益	16円59銭

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,555</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,781</b>
現金及び預金	1,713	支払手形	602
受取手形	6,897	買掛金	16,962
売掛金	12,567	1年内償還予定の社債	100
商成品	1,148	1年内返済予定の長期借入金	1,700
未成工事支出金	463	リース債務	9
前払費用	5	未払金	70
繰延税金資産	46	未払費用	410
短期貸付金	176	未払法人税等	313
未収入金	677	未払消費税等	114
その他の金	871	前受金	54
貸倒引当金	140	預り金	48
	△153	賞与引当金	328
		その他の	68
<b>固定資産</b>	<b>8,111</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,814</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,347</b>	社債	250
建物	1,047	長期借入金	1,255
構築物	64	リース債務	20
車両運搬具	3	退職給付引当金	513
工具、器具及び備品	59	預り保証金	1,290
土地	2,167	再評価に係る繰延税金負債	463
リース資産	5	その他の	21
		<b>負債合計</b>	<b>24,596</b>
		<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>184</b>	<b>株主資本</b>	<b>7,189</b>
施設利用権等	10	資本金	3,801
その他の	174	資本剰余金	1,825
		資本準備金	950
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,579</b>	その他資本剰余金	875
投資有価証券	2,596	<b>利益剰余金</b>	<b>1,636</b>
関係会社株式	487	その他利益剰余金	1,636
長期貸付金	18	別途積立金	700
従業員長期貸付金	10	特別償却準備金	3
敷金及び保証金	1,251	繰越利益剰余金	933
繰延税金資産	119	<b>自己株式</b>	<b>△74</b>
その他の	131	評価・換算差額等	880
貸倒引当金	△35	その他有価証券評価差額金	245
		土地再評価差額金	634
<b>資産合計</b>	<b>32,666</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,069</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,666</b>



# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	70,999
売 上 原 価	65,300
売 上 総 利 益	5,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,696
営 業 利 益	1,002
営 業 外 収 益	287
受 取 利 息	51
受 取 配 当 金	103
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	75
償 却 債 権 取 立 益	3
雑 収 入	53
営 業 外 費 用	173
支 払 利 息	83
手 形 売 却 損	29
為 替 差 損	53
雑 支 出	6
経 常 利 益	1,116
特 別 損 失	121
減 損 損 失	71
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48
関 係 会 社 清 算 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	994
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	382
法 人 税 等 調 整 額	35
当 期 純 利 益	577

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成23年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	-	404	1,104	△71	6,660
当期変動額										
剰余金の配当							△90	△90		△90
当期純利益							577	577		577
特別償却準備金の積立						3	△3	-		-
土地再評価差額金の取崩							44	44		44
自己株式の取得									△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3	528	531	△2	528
平成24年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	3	933	1,636	△74	7,189

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日残高	160	612	772	7,432
当期変動額				
剰余金の配当				△90
当期純利益				577
特別償却準備金の積立				-
土地再評価差額金の取崩			△44	△44
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	85	67	152	152
当期変動額合計	85	22	108	637
平成24年3月31日残高	245	634	880	8,069

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事  
工事完成基準

#### 5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針  
当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

#### 6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### 7. 追加情報

「会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等」の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産及びその対応債務

#### (1) 借入金に対する担保差入資産

建 物	256百万円
土 地	82百万円
計	339百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金 500百万円

#### (2) 営業取引に対する担保差入資産

建物（極度額400百万円）	110百万円
投資有価証券	756百万円
計	867百万円

#### (3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	872百万円
支払手形	87百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,481百万円
----------------	----------

4. 保証債務

子会社借入金保証	73百万円
計	73百万円
上記のうち外貨による保証残高	73百万円 (US\$ 900千)

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,990百万円
関係会社に対する短期金銭債務	89百万円

6. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	3,212百万円
仕入高	491百万円
その他の営業取引高	24百万円
営業取引以外の取引高	46百万円

2. たな卸資産の帳簿価額の切下げ

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△8百万円

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	384	12	—	396

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	62
賞与引当金	124
退職給付引当金	187
販売用不動産評価損	262
会員権評価損	17
投資有価証券評価損	70
減損損失	10
その他	123
繰延税金資産小計	859
評価性引当額	△425
繰延税金資産合計	434
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△136
特別償却準備金	△2
土地再評価差額金	△463
繰延税金負債合計	△601
繰延税金資産の純額	△167

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23百万円減少し、法人税等調整額が40百万円、その他有価証券評価差額金が19百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価差額金に係る繰延税金負債は65百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## VI. リースにより使用する固定資産に関する注記（借主側）

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	14	11	3
無形固定資産	5	4	0
合計	20	15	4

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2百万円
1年超	2百万円
合計	5百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	13百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(注3)	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランドテクノ株式会社	栃木県那須塩原市	70	繊維製品の加工・販売	(所有)直接100%	兼任1人	当社商品の販売	商品の販売(注1)	827	売掛金受取手形	414
							資金の貸付	資金の貸付(注2)	450	貸付金	450
							利息の受取	利息の受取(注2)	1	未収入金	1
子会社	TAKグリーンサービスク株式会社	東京都中央区	60	住宅用省エネルギー機器の販売	(所有)直接100%	兼任1人	当社商品の販売	商品の販売(注1)	1,519	売掛金	381

(注1) 商品の販売については、市場価格を勘案して当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

## VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	178円35銭
1株当たり当期純利益	12円77銭

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

高 島 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 裕<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上



## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

高 島 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 裕<sup>Ⓞ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓞ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人有限責任 あずさ監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月14日

## 高 島 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	森	哲	治 <sup>印</sup>
常勤監査役（社外監査役）	久保田	民	雄 <sup>印</sup>
監 査 役（社外監査役）	三 浦	昭	彦 <sup>印</sup>
監 査 役（社外監査役）	永 沢		徹 <sup>印</sup>

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の改善と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対し安定的に利益を還元することを基本方針としており、バランスのとれた利益配分を行うことを目標としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円 配当総額135,747,168円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年6月29日

#### 第2号議案 取締役2名選任の件

中長期的な視点から経営体制の強化を図るため、また監督機能を充実させるため、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※新任候補者 後藤 俊夫 (昭和34年12月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年10月 当社経営企画室付課長 兼 (出向)iTak (International)Limited社長 平成15年4月 当社電子デバイス担当ディレクター 兼 (出向)iTak (International)Limited社長 平成21年4月 (出向)iTak (International)Limited社長(現任)	0株
2	※新任候補者 弓削 道雄 (昭和24年9月3日生) 社外取締役候補	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現・株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成12年5月 同行京都支店長 平成14年6月 横浜ゴム株式会社取締役経理部長 平成16年10月 同社執行役員ホース配管事業部長 平成18年4月 同社執行役員コンプライアンス推進室長 兼 総務/購買部担当 平成19年6月 同社常任監査役 平成23年6月 同社顧問(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者は、いずれも新任候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。  
3. 弓削道雄氏は社外取締役候補者であり、金融機関における幅広い業務経験ならびに事業会社での経営経験を有することから、客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

4. 弓削道雄氏は当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結できるよう定款に定めており、弓削道雄氏が社外取締役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

社外監査役である久保田民雄氏、三浦昭彦氏、永沢徹氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたします。つきましては、当社の規模、業務内容を勘案し、コーポレートガバナンスの実効性が確保、維持できると判断し、今回監査役1名を減員し、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※新任候補者 川添 丈 (昭和33年6月21日生) 社外監査役候補	平成3年4月 梶谷総合法律事務所入所 平成7年4月 ブリッジ法律事務所開設 平成15年6月 半蔵門総合法律事務所開設 平成22年1月 表参道総合法律事務所開設、代表弁護士(現任)	0株
2	※新任候補者 石尾 肇 (昭和35年12月1日生) 社外監査役候補	昭和59年4月 監査法人西方会計士事務所(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和63年12月 石尾公認会計士事務所開設 平成10年7月 監査法人エーマック(現・監査法人エムエムピージー・エーマック)設立、代表社員(現任) 平成21年6月 株式会社星医療機器 監査役(現任)	0株

- (注)
1. 監査役候補者は、いずれも新任候補者であり、社外監査役候補者であります。
  2. 各監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
  3. 川添丈氏は、表参道総合法律事務所の代表弁護士であり、弁護士としての法的な専門知識を有することから、客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
  4. 石尾肇氏は、監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員であり、公認会計士および税理士として専門知識を有することから、客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
  5. 川添丈氏、および石尾肇氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  6. 当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、川添丈氏、および石尾肇氏が社外監査役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

補欠監査役が就任する順位につきましては、久保田民雄氏を第1順位とし、橋本雅富氏を第2順位といたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	くぼた たみ お 久保田 民雄 (昭和22年8月4日生) 補欠社外監査役候補	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現・株式会社みずほファイナンシャルグループ）入行 平成14年4月 東京リース株式会社入社 平成18年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年6月 日本写真印刷株式会社社外取締役（現任） 平成20年6月 当社常勤社外監査役（現任）	0株
2	はし ちと まさ ひさ 橋本 雅富 (昭和23年11月3日生) 補欠監査役候補	昭和46年4月 当社入社 平成19年6月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社常勤監査役退任	23,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者である久保田民雄氏は、日本写真印刷株式会社の社外取締役であり、当社と当社との間には取引その他特別な関係はありません。
2. 久保田民雄氏は、金融機関における幅広い業務経験を有することから、客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
3. 当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、久保田民雄氏が社外監査役に就任した場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 補欠監査役候補者である橋本雅富氏について、当社との間に特別な利害関係はありません。

## 第5号議案 役員報酬制度改定の件

当社は、報酬基準の透明性を高め連結業績に連動した報酬制度とすることにより継続的な業績向上および企業価値向上へのインセンティブを高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的として役員報酬制度を以下のとおり改定したいと存じます。

役員報酬につきましては、役員賞与制度を廃止し、連結当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入いたします。これにより取締役に対する報酬は、定期報酬と利益連動報酬となりますが、監査役および社外取締役ににつきましては、その独立性および中立性を確保するため利益連動報酬の対象とはせず、すべてを定期報酬といたします。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まないことといたしたく存じます。

また、当社の役員報酬額は、平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において取締役の報酬額を年額1億80百万円以内、監査役の報酬額を年額55百万円以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、この報酬額に変更はございません。

第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名となります。

以上

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国各支店で行っております。
一単元の株式の数	1,000株
ホームページアドレス	<a href="http://www.tak.co.jp">http://www.tak.co.jp</a>

- 
- 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
  - 未払配当金の支払について  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

# 〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都中央区銀座一丁目15番11号  
 当社本店5階会議室



## ◎交通機関のご案内

### 地下鉄

東京メトロ 有楽町線	銀座一丁目駅	10番出口より	徒歩	3分
東京メトロ 銀座線	京橋駅	1番出口より	徒歩	5分
東京メトロ 銀座線・日比谷線・丸ノ内線	銀座駅	A13出口より	徒歩	7分
都営浅草線	宝町駅	A3出口より	徒歩	5分
JR山手線・京浜東北線	有楽町駅	京橋口より	徒歩	10分